

# 特定非営利活動法人ロボットビジネス支援機構

## 会員規約

### 第1条（会員）

この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した法人、個人
- (2) サポーター会員 本会の事業を賛助するために入会した法人、個人
- (3) 特別会員 本会の事業を賛助するために入会した自治体又は大学、業界団体

### 第2条（会費）

全ての会員は次に定める入会金及び年会費を納めなければならない。

- (1) 正会員個人・団体：入会金10万円、年会費1口10万円
  - (2) サポーター会員個人・団体：入会金5万円、年会費1口5万円
  - (3) 特別会員（自治体・大学・業界団体など）：入会金、年会費は別途定める。
- 2 会員は、前項の年会費を、会員となった日から1年経過するごとに納めるものとする。

### 第3条（議決権）

本会の総会での議決権は正会員が有する。

### 第4条（入会）

本会の正会員、サポーター会員、特別会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知する。

2 前項の承認を受けた者は、第2条の入会金及び年会費を納めることにより本会の会員となる。

### 第5条（退会）

会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

### 第6条（除名）

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員の総数の3分の2以上の議決により、本会から除名し退会させることがある。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与える。

- (1) 本会の定款に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### 第7条（会員資格の喪失）

会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### 第8条（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

会員が7条の規定により会員資格を喪失した場合、会員としての権利及び義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 本会は会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金は、これを返還しない。

### 第9条（届出事項の変更）

会員は本会に届け出た法人名、団体名及び氏名、社員登録者氏名及び窓口事務担当者氏名、住所、電話番号及びメールアドレス等に変更が生じた場合には、遅滞なく届け出る。

2 前項の届出がなかったことにより、不利益を被った場合でも、本会はその責任を負わないものとする。

### 第10条（会員規約の変更）

会員規約は、運営上の必要があるときは理事会の決議により変更することができ、会員へ周知することにより変更の効力が生じるものとする。

### 附則

本規約は、平成29年より施行する。

# 特定非営利活動法人ロボットビジネス支援機構 会員登録申請書

申込日 年 月 日

申込先情報	
会員種別 (○を付けて下さい)	正会員    サポーター会員    特別会員
年会費における口数	(            ) 口 <small>※大企業は原則2口以上でお申し込みください</small>
企業/団体/個人名	印
代表者/責任者	
担当部署/担当者名	
電話番号	E-mail

請求先情報	
企業/団体/個人名	
所在地	
担当部署/担当者名	
電話番号	E-mail

- 本申込書の提出をもって、特定非営利活動法人ロボットビジネス支援機構の会員規約に同意したものとみなします。

備考

--